平成２５年（フ）第１０６号
北海道小樽市花園４丁目24番１号
破産者　佐坂　　政
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２９７号
茨城県古河市横山町３丁目５番22号、開始決定時の住所茨城県下妻市本宗道972番地
破産者　串田千代子
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１０２６号
東京都東村山市萩山町５丁目１番地１　ライオンズ久米川　美彩の杜403、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市柳崎５丁目15番25号
破産者　大栗壽美子
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
富山県高岡市宝町10番15号
破産者　前田　留二
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８３号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井602番地５
破産者　羽黒石油こと　石井　　陽
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２号
静岡市駿河区聖一色44番地の５、開始決定時住所静岡市駿河区馬渕１丁目13番27号
破産者　伴野順太郎
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
京都府宮津市字蛭子1125番地の２
破産者　中村　利彦
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５１号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1139番地
破産者　浪江新一郎
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５３７号
大阪府泉南市新家3451番地
破産者　杉本　辰生
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
熊本県玉名郡玉東町大字西安寺1282番地
破産者　清田　啓之
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２４号
北海道網走市北７条西２丁目３番地の４　上川アパート２Ｆ、申立時の住所北海道網走市潮見４丁目108番地
破産者　浅間　信一
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第１０９３号
京都市西京区山田南31―３、開始決定時の住所京都市東山区鞘町通正面下る上堀詰町265番地
破産者　源田　幹也
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
大分市南鶴崎３丁目６―14　トレステーラ鶴崎402号、住民票上の住所北九州市八幡西区星ケ丘４丁目６番15号
破産者　鍋田　泰信
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第３８７号
福岡市博多区祇園町６番45―801号
破産者　佐藤　博美
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５９号
福岡県宗像市東郷５丁目２番24号
破産者　岡田　義博
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５号
佐賀県佐賀市川副町大字南里492番地１　レピュート江口Ⅱ201
破産者　本村　孝弘
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江1071番地１
破産者　園田スマ子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
札幌市北区新琴似５条５丁目８番18号
破産者　西野　和恵
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１号
札幌市厚別区上野幌２条５丁目３番10号
破産者　小杉　宜司
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４８号
北海道千歳市緑町１丁目１番14号　伊藤荘101号
破産者　井口はなゑ
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部